

- ・下記内容をよくご確認いただき、ご同意いただけましたら欄外の『クイックチェックインサービスに同意する（営業所での説明不要）』にチェックを入れてご予約を確定ください。
- ・お客さまのご予約に基づき「貸渡契約書」を作成します。内容に変更や相違がないかご確認ください。

① 貸渡契約について

- JR東日本レンタリースでは、提携しているレンタカー会社の車両をお貸しする場合があります。その場合の貸渡契約につきましては、お客さまと車両を提供する提携レンタカー会社との間で締結され、保険・補償につきましても提携レンタカー会社の内容によるものとします。
- 運転免許証情報ならびに緊急連絡先（電話番号）を控えさせていただきます。
- 運転される方全員の運転免許証を確認し、契約書にご署名をいただきます。運転者として契約書に署名のない方は運転いただけません。
- お支払いは、原則クレジットカードでお願いします。現金、交通系電子マネー、商品券等でお支払いのお客さまについては、運転免許証のほか、下記の書類のうちいずれか1点を確認させていただきます。（後払契約法人のお客さまを除く。）

《確認書類》

有効なお手持ちのクレジットカード、資格確認書、年金手帳、マイナンバーカード（通知カード不可）、住民基本台帳カード（氏名、生年月日、住所の記載があるもの）、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、社員証/学生証（顔写真付き）、2ヶ月以内に発行された「公共料金（電気、ガス、固定電話、水道、NHK）領収書、社会保険料領収書、国税・地方税領収書、納税証明書、印鑑証明、住民票」
※マイナ免許証のみを保有する場合は、マイナンバーカード以外の書類をご提示いただきます。

② 保険・保障制度について

		補償内容	※【重要項目】補償されない主な内容
対人補償		1名につき無制限（自賠償を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ■事故時に警察への届出および営業所への連絡がなかった場合（無断示談含む） ■事故が相手方の責任によるもの ■貸渡契約書に記載された以外、申出がなかったお客さまの運転による事故 ■無断延長中の事故 ■無免許運転、飲酒運転、薬物使用中の運転による事故 ■無謀運転（故意による事故など） ■お客さまの所有、使用、管理する財物に与えた損害 ■タイヤの損傷（パンク、バースト、亀裂等）およびホイール破損時のタイヤ代、ホイール代、修理交換費、車両移送費 ■ホイールキャップ、その他付属品の損傷・紛失 ■鍵の破損・紛失 ■地震や噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ■その他故意によって生じた損害など ■通常の清掃・整備では落ちない汚損・臭いがあった場合（禁煙車両での喫煙を含む） ■給油時の燃料種別の間違いにより生じた損害 ■鍵をつけたまま又は施錠せずに駐車し盗難にあった場合 ■河川敷や林間など車両が損傷すると思われる場所での走行による損害 ■お客さまの使用、管理上の落ち度があった場合 など
対物補償※		1事故につき無制限（※免責額5万円）	
人身傷害補償		1名につき3,000万円まで搭乗者の自動車事故によるケガ（死亡・後遺障害を含む）につき、運転者の過失割合に関わらず、損害額を補償いたします。（限度額3,000万：治療費を含む損害額は保険約款に定める基準に従い算出）	
車両補償※		1事故につき車両時価額まで（※免責額5万円）	
<div style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 5px; text-align: center;">【免責補償制度】</div> <p style="text-align: center;">24時間（または1日あたり）1,100円（税込）</p>			
車両補償・対物補償	加入時	免責額の支払いが免除となります	<ul style="list-style-type: none"> ■事故等で車両が全損の場合で自走不能な場合、貸渡契約が打ち切りとなりますのでご了承ください。 ※上記内容に該当した場合、免責補償制度、安心プラン、フルサポート安心プランのいずれのプランも適用になりません。
	未加入時	免責額の支払いがお客さまのご負担となります	
<p>※別途加入が必要です。 この制度に加入されますと、上記の対物補償、車両補償の免責額のお支払いが免除となります。 ご予約時または出発時当日にお申し込みください。 「補償されない主な内容」に該当する場合は適用になりません。 また、同一貸渡しにおいて複数事故が発生した場合、初回事故のみ適用となります。</p>			

◆ ノンオペレーションチャージ (N.O.C.)

■万が一、事故・盗難・故障・汚損・臭気等などにより車両の修理・清掃が必要になった場合、その期間中の営業補償の一部として、損傷等の程度や修理期間に関わりなくノンオペレーションチャージ (NOC) をご負担いただきます。

自走して予定営業所に返車された場合	20,000円
自走できず予定営業所に返車されなかった場合	50,000円

※消費税 (地方消費税含む) はかかりません。

※自動車保険や免責補償制度にご加入いただいている場合でもご負担いただきます。

※別途レッカー代等の車両移送費はご負担いただきます。

安心プラン (免責補償制度+NOCサポート)

■本プランに加入されますと、上記ノンオペレーションチャージ (NOC) のお支払いが免除されます。免責補償制度にご加入いただくことが条件となります。ご予約時または出発時にお申込みください。
※「補償されない主な内容」に該当する場合は適用になりません。

24時間 (または1日あたり)	1,650円 (免責補償制度1,100円+NOCサポート550円)
-----------------	--------------------------------------

フルサポート安心プラン (免責補償制度+NOCサポート+フルサポート)

■本プランに加入されますと、万が一のトラブル時でもお客さまのご負担が原則免除となります。ご予約時または出発時にお申込みください。(ただしお客さまの事由によらない場合に限り)

=補償内容=

- ・免責補償制度とNOCサポートでは補償されない部分のご負担を免除
【タイヤの損傷(パンク、バースト、亀裂等)およびホイール破損時のタイヤ代、ホイール代、修理交換費、車両移送費、ホイールキャップの破損・紛失・鍵の破損・紛失】
- ・ロードサービス出動時の全費用を免除。ただし、ガス欠の際のガソリン料金は除きます。

24時間 (または1日あたり)	2,200円 (免責補償制度1,100円+NOCサポート550円+フルサポート550円)
-----------------	---

※本プランにご加入いただき、ロードサービスを出動した場合には、現地で必ず**自動車貸渡証**を係員にご提示ください。

※スペアタイヤが積載されていない場合は、お客さまにてタイヤ代を一時的にご負担いただく場合がございます。

ご返却の際に返金させていただきますが、領収書を必ずお受け取りください。

※一部営業所ではフルサポート安心プランにご加入いただくことができません。

(北海道エリア) 安心サポートコース

24時間 (または1日あたり)	1,980円 (免責補償制度1,100円+NOCサポート550円+安心サポート330円)
-----------------	---

※安心サポートコースは北海道エリア限定です。お申込みはご出発時に営業所係員にお伝えください。

※本プランにご加入いただいた場合、出発営業所にてJAF会員証をお貸しいたします。

ロードサービスを出動した場合には、必ず現地でJAF会員証をご提示ください。

※会員証の紛失があった場合は、再発行手数料として2,000円(税込)をお支払いいただきます。

③ ご利用に際して

■返車時間・場所を変更される場合には、必ず出発営業所へ事前にご連絡ください。(変更できない場合があります)

■営業所周辺の道路が混み合う可能性もありますので、返却予定時刻より余裕をもってご返却ください。

返車時間の変更	延長の場合	超過料金を別途申し受けます。無断延長の場合には、所定の違約金を別途お支払いいただきます。 その間の事故は保険が適用になりませんのでご注意ください。
	短縮の場合	払戻金がある場合は所定の中途解約手数料を減じた金額を払い戻しいたします。 なお、当初契約した利用時間と実際の利用時間の差が24時間未満の場合、払い戻しはございません。あらかじめご了承ください。
返車場所の変更	返車場所によって、乗捨料金が発生する場合や変更により高くなる場合は差額を申し受けます。	
ガソリン	貸出時は燃料を満タンでお貸しいたしますので、返却時は営業所周辺のガソリンスタンドにて満タンに給油のうえご返却ください。レシートにて満タン給油を確認させていただきますので、給油時のレシートをお持ちください。 なお、満タンでのご返却ではない場合、走行キロ数に応じて営業所にて精算となります。 営業所精算の場合、ガソリンスタンドで給油いただくより高額となりますのでご注意ください。	

④ 事故・故障発生時について

事故時の対応	故障の場合
<p>以下の手順で落ち着いて対応してください</p>	
<p>①負傷者の救護（119番へ） ★負傷者がいる場合は救護を最優先してください</p> <p>②事故車両を安全な場所へ移動 ★二重事故防止のため、車両を安全な場所へ移動し、停止表示板・発炎筒などで安全確保を行ってください</p> <p>③警察への通報（110番と届出） ★事故や損傷の大小に関わらず、必ず最寄の警察に届出をしてください ※必ず警察の事故証明を取得してください、取得できない場合の損害はお客様の負担となります。</p> <p>④相手方の確認 ★出発時にお渡しする案内書面（事故情報メモ）に記入してください</p> <p>⑤事故状況と目撃者の確認 ★お互いの速度、停止位置、信号の状況等確認し、記録してください ★目撃者がいたら氏名や連絡先を聞き、メモをしてください</p> <p>⑥出発営業所への連絡（営業時間外は翌営業時間内に） ★（事故情報メモ）をもとにご出発営業所へご連絡ください ※事故を起こされた場合、貸渡契約はその時点で終了となります 未利用料金は、返金できない場合があります</p> <p>その場では決して示談をはじめ責任関係にふれるような発言および念書等の交付はしないようお願いします</p>	<p>営業時間内の場合</p> <p>必ず出発営業所へご連絡ください （電話番号および営業時間は「貸渡契約書」に記載しております）</p> <p>営業時間外の場合</p> <p>営業所でご案内しているロードサービスをご利用ください （お客様の負担となります）</p> <p>■ロードサービスのご案内■</p> <p>【東日本エリア】 JRS 0120-55-3882 ※IP電話の場合 050-3786-5355（有料） （24時間 年中無休）</p> <p>【北海道エリア】 JAF 0570-00-8139 （24時間 年中無休）</p> <p>※お客様がご加入（もしくはロードサービス付きクレジットカードを所持）のロードサービスがございましたら、そちらをご利用ください</p> <p>※貸渡期間中はお客様の責任で運行前点検を行ってください。</p>

■ 駐車違反について

借受期間中に違法駐車をした場合は、管轄する警察署へ出頭の上、速やかに反則金納付のお手続きをお願いします。手続き処理後の納付書・領収書はレンタカー返却時にご提示願います。

レンタカー返却時まで反則金支払完了の確認が出来ない場合は駐車違反金をご請求いたします。

駐車違反金 ※違反1件につき	25,000円（普通クラス） ※中型クラスの場合 30,000円
-----------------------	--

■ 貸渡車両の管理については、貸渡前に十分点検を行っておりますが、貸渡期間中の日常点検整備、保管場所の確保を含む車両の管理者はお客さまとなります。毎日ご利用する前に日常点検整備の実施をお願いいたします。
※お客さまの使用・管理上の落ち度があり発生した事故・故障等による損害はお客さまのご負担となります。

■ ETCご利用の場合は、お客さまのカードをお持ちください。仙台営業所のみ有料で貸出を行っております。

■ お客さまの搭載品について損害が発生した場合は、当社は一切責任を負わないものとします。

■ ご返却の際に、車内にお忘れ物がないよう十分にご留意ください（当社は一切責任を負わないものとします）。

■ 貸出車両を国外への持ち出しはもちろん、各種テストもしくは競技に使用することは固くお断りいたします。

■ カーナビゲーションはあくまでも走行の補助的機器であり、すべての内容を保証するものではありません。
必ず実際の交通規則、工事制限、交通制限等に従ってください。

■ お客さま（借受人およびお申し出いただいた運転者）が次の事項に該当する場合、レンタカーの貸渡をお断りすることがあります。

- ・運転免許証を有していないとき
- ・酒気帯びや麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状を呈しているとき
- ・過去の貸渡において事故歴や無断延長等の事実があり、当社が不適切を認めた場合
- ・他のレンタカー事業者において貸渡約款第23条に該当する行為があった場合

■ 遺留品につきましては、必要なものとみなし処分させていただきますのでくれぐれもご注意ください。

■ レンタカーに全地球測位システム（以下「GPS機能」という）が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

- (1) 貸渡契約の終了時に、レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認するため。
- (2) 貸渡約款第26条第1項に該当する場合、その他レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、レンタカーの現在位置等を確認するため。
- (3) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。また、法令に基づき開示を求められた場合や公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な範囲でこれを開示することがあることに同意するものとします。

■ ドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

- (1) 事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。
- (2) レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。
- (3) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。また、ドライブレコーダーによって記録された情報について、法令に基づき開示を求められた場合や公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な範囲でこれを開示することがあることに同意するものとします。